

# デジタルネットワーク時代 と著作権制度

2007/07/13

国士舘大学知財大学院

上原伸一

# < I > 次世代ネットワーク社会とは —— 論議から(私に)見えたもの

○見えない「次世代ネットワーク社会」→示し得ない全体像

- ・急速な技術発展の予測が困難(ほぼ不可能)
- ・技術発展によって出現するシステムやビジネスの予測困難
- ・ネットワーク社会と全体社会の関係の予測困難
- ・ネットワーク社会内におけるデジタルデバイドの予測困難



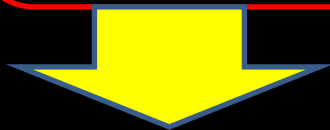
○ここ10年間のネットワーク社会の急速な進展の事実

- ・テキスト→音声ストリーミング→映像ストリーミング
- ・ブロードバンド化 / PCの進化
- ・ネット上の様々な「世界」の出現

# < II > ネットワークの変化と社会の関係

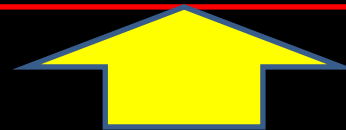
## ① ネットワーク社会内の変化

- ・流通情報量の拡大→量及び質の変化
- ・ネットワーク内での様々な「世界」の出現  
→ネットワーク内著作物の発生



## 全体社会への影響

- ② 容易且つ迅速な発信媒体  
— 無数、莫大な侵害可能性
- ③ 著作物大量利用ビジネス
- ④ 新たな著作物の発生



## 全体社会からの反応

- ⑤ ライアビリティの問題  
— 正当な著作者か？
- ⑥ デジタルデバイドの問題
- ⑦ 新たな市場の発生

# <Ⅲ> 現行著作権制度の基本

## —— ベルヌ条約と日本法から

- 先人からの継承を前提・・保護期間の設定、引用等  
人は言語で考えるものor模写その他
- 経済活動を前提・・財産権の設定  
社会システムとりわけマス媒体の発達に伴い創設・展開
- 公益、利用とのバランスに配慮・・制限規定等  
私的複製(スリーステップテスト)、引用、教育目的、  
時事の事件のための報道等

## ○著作権法の目的<日本法第1条>

「著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、  
これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、  
*著作者等の権利の保護を図り、*  
もって文化の発展に寄与することを目的とする。」



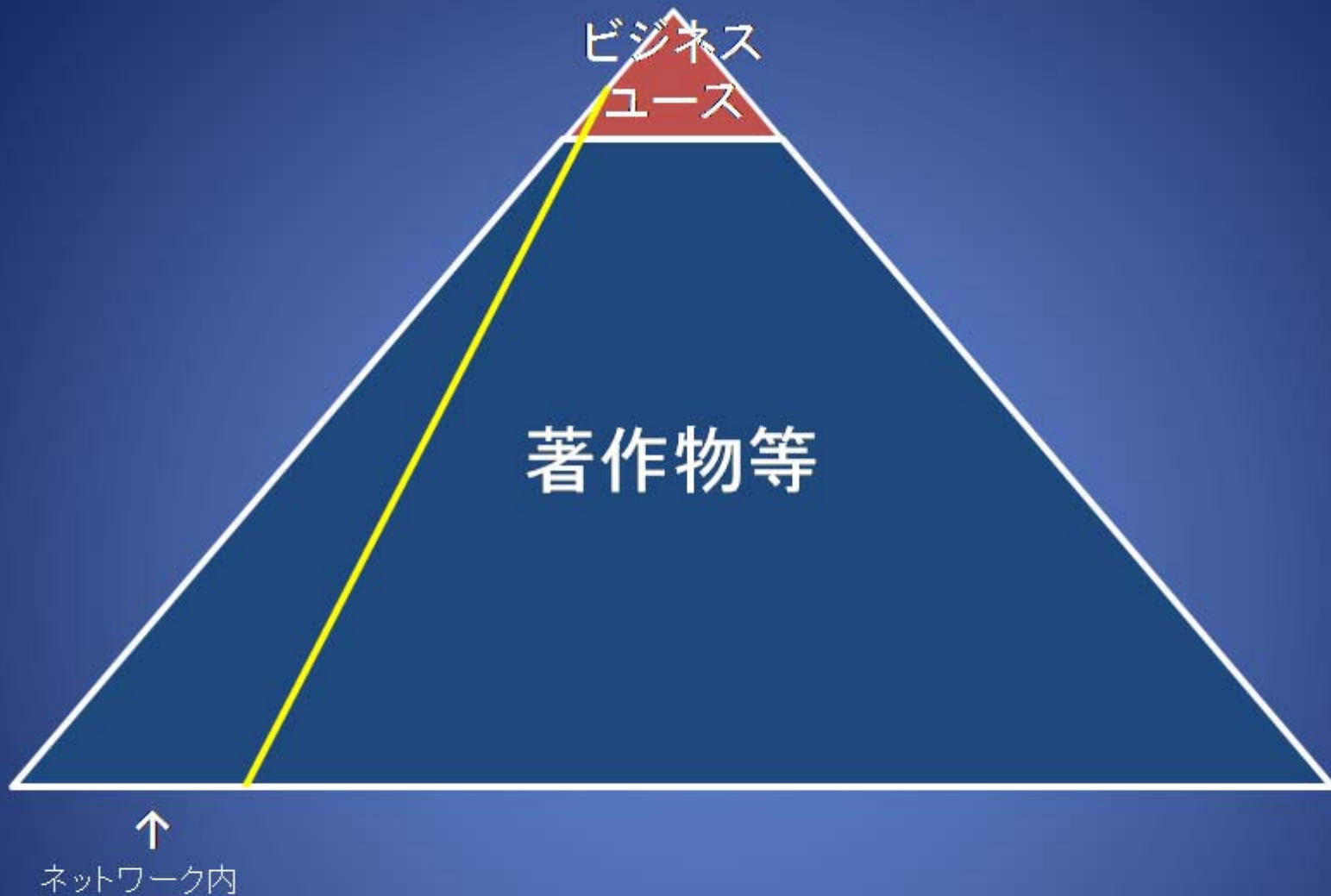
## ○著作権と工業所有権の基本的違い

著作権 ……文化の発展に寄与

工業所有権 ……物質文明の発展・産業の秩序維持に寄与

## ○文化の発展

- ・裾野は広いほど文化は発展する(可能性が大)
- ・裾野が小さくなるほど文化は発展しない(し難い)
- \* ビジネスユースに対応する著作物等は全体のごく僅か  
→「コンテンツ流通」とは具体的に何を指すのか？



大切なのは、「コンテンツ流通」よりも  
**コンテンツリッチ！！**